

改正新旧対照表

現 行	改 正	備 考																																																																																		
<p>土木設計業務等委託の監督要領</p> <p>(趣旨) 第1 県土マネジメント部の発注する土木設計業務等の委託契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する監督の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(用語の意義) 第2 この要領において、次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本課契約 事業課において、受注者と契約を締結する委託業務 (2) 機関契約 本課契約以外の委託業務 (3) 検査員 土木設計委託業務等検査要領(平成20年3月31日技第225号)による。</p> <p>(調査責任者) 第3 調査職員を指揮するため、調査責任者をおく。 2 調査責任者は、本課契約にあつては当該契約を担当する事業課長(以下「課長」という。)、機関契約にあつては当該契約を担当する出先機関の長(以下「所長」という。)とする。 第4 調査職員は、次の表の区分により総括調査員、主任調査員及び調査員をおく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">当初設計額</th> <th colspan="3">1,000万円以上</th> <th colspan="3">1,000万円未満</th> </tr> <tr> <th>総括調査員</th> <th>主任調査員</th> <th>調査員</th> <th>総括調査員</th> <th>主任調査員</th> <th>調査員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主幹相当職</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当課長※</td> <td>又は○</td> <td></td> <td></td> <td>又は○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主査、 主任技師、技師</td> <td></td> <td></td> <td>○ 内2名</td> <td></td> <td></td> <td>○ 内1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※:担当課長は、担当課長又は担当課主幹とする。</p> <p>2 本課契約等で上表の区分によりがたい場合は、別途定めることができる。</p> <p>(調査業務及び分担) 第5 調査職員は、土木設計業務等委託契約書、特記仕様書及び共通仕様書で定める事項の範囲内において監督を行うものとする。</p> <p>(8) 検査員の「確認検査」及び「部分引渡し検査」に先立つ、当該成果品及び当該引渡し成果品の照査〔総括調査員、主任調査員、調査員〕</p> <p>(調査職員の任命) 第6 委託契約締結後、課長並びに所長は、直ちに当該業務を担当させる調査職員を、第4で定める区分に基づき、当該所属の技術職員のうちから任命するものとする。</p> <p>4 土木設計業務等委託契約第14条1項で定める管理技術者等の交換要求については、原則として、調査責任者又は総括調査員の名において行うものとする。</p>	当初設計額	1,000万円以上			1,000万円未満			総括調査員	主任調査員	調査員	総括調査員	主任調査員	調査員	主幹相当職	○			○			担当課長※	又は○			又は○			係長		○			○		主査、 主任技師、技師			○ 内2名			○ 内1名	<p>土木設計業務等委託の監督要領</p> <p>(趣旨) 第1 県土マネジメント部の発注する土木設計業務等、現場技術業務等及び用地関係業務の委託契約の適正な履行を確保するため、地方自治法第234条の2第1項に規定する監督の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法施行令、奈良県契約規則その他別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>(用語の意義) 第2 この要領において、次の各号に挙げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁契約 事業課において、受注者と契約を締結する委託業務 (2) 機関契約 本庁契約以外の委託業務 (3) 検査職員 土木設計業務等委託検査要領(令和5年7月28日付技第82号、用対第48号)による。</p> <p>(調査(監督)責任者) 第3 調査(監督)(以下「調査」という。)職員を指揮するため、調査責任者をおく。 2 調査責任者は、本庁契約にあつては当該契約を担当する本庁事業課長(以下「課長」という。)、機関契約にあつては当該契約を担当する出先機関の長(以下「所長」という。)とする。 第4 調査職員は、次の表の区分により総括調査員、主任調査員及び調査員をおく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">当初設計額</th> <th colspan="3">1,000万円以上</th> <th colspan="3">1,000万円未満</th> </tr> <tr> <th>総括調査員</th> <th>主任調査員</th> <th>調査員</th> <th>総括調査員</th> <th>主任調査員</th> <th>調査員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主幹相当職</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当課長※</td> <td>又は○</td> <td></td> <td></td> <td>又は○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>係長</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任主査、主査、 主任主事、主事</td> <td></td> <td></td> <td>○ 内2名</td> <td></td> <td></td> <td>○ 内1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※:担当課長は、担当課長又は担当課主幹とする。</p> <p>2 本庁契約等で上表の区分によりがたい場合は、別途定めることができる。</p> <p>(調査業務及び分担) 第5 調査職員は、土木設計業務等委託契約書、現場技術業務等委託契約書、測量・調査業務等委託契約書、特記仕様書及び共通仕様書で定める事項の範囲内において監督を行うものとする。</p> <p>(8) 検査職員の「確認検査」及び「部分引渡し検査」に先立つ、当該成果品及び当該引渡し成果品の照査〔総括調査員、主任調査員、調査員〕</p> <p>(調査職員の任命) 第6 委託契約締結後、課長並びに所長は、直ちに当該業務を担当させる調査職員を、第4で定める区分に基づき、当該所属の職員のうちから任命するものとする。</p> <p>4 土木設計業務等委託契約第14条1項及び現場技術業務等委託契約書第13条1項で定める管理技術者等、及び測量・調査業務等委託契約書第14条1項で定める主任技術者等の交換要求については、原則として、調査責任者又は総括調査員の名において行うものとする。</p>	当初設計額	1,000万円以上			1,000万円未満			総括調査員	主任調査員	調査員	総括調査員	主任調査員	調査員	主幹相当職	○			○			担当課長※	又は○			又は○			係長		○			○		主任主査、主査、 主任主事、主事			○ 内2名			○ 内1名	
当初設計額		1,000万円以上			1,000万円未満																																																																															
	総括調査員	主任調査員	調査員	総括調査員	主任調査員	調査員																																																																														
主幹相当職	○			○																																																																																
担当課長※	又は○			又は○																																																																																
係長		○			○																																																																															
主査、 主任技師、技師			○ 内2名			○ 内1名																																																																														
当初設計額	1,000万円以上			1,000万円未満																																																																																
	総括調査員	主任調査員	調査員	総括調査員	主任調査員	調査員																																																																														
主幹相当職	○			○																																																																																
担当課長※	又は○			又は○																																																																																
係長		○			○																																																																															
主任主査、主査、 主任主事、主事			○ 内2名			○ 内1名																																																																														

現 行	改 正	備 考
<p>附 則 (施行期日) この要領は、平成12年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から改正施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日) この要領は、平成12年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から改正施行する。 <u>この要領は、令和5年8月1日から改正施行する。</u></p>	